



税金・保険・年金

税金(市税)

- 問い合わせ 市民税課(第一庁舎3階) ☎ 224-8507
 資産税課(第一庁舎3階) ☎ 224-5018
 収納課(第一庁舎3階) ☎ 224-5019

市税の種類

▶ 個人市民税・県民税

問 市民税課(第一庁舎3階) ☎ 224-8507

納税義務者

- その年の1月1日に長野市に住所があり、前年に所得があった人
- その年の1月1日に長野市に住所はないが、市内に事務所、事業所、または家屋敷がある人

税率など

均等割

市民税:3,500円 県民税:2,000円
 (県民税のうち500円は、平成20年4月1日施行の長野県森林づくり県民税分です。)

所得割

(所得金額 - 所得控除額) × 10% (市民税6%、県民税4%)
 - 税額控除額等 = 所得割額

▶ 軽自動車税

問 市民税課(第一庁舎3階) ☎ 224-5017

納税義務者

- 毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している人

税率など

● 原動機付自転車など

種類		税率(年税額)
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	特定小型(0.6kw以下)	2,000円
	ミニカー(50cc以下)	3,700円
軽二輪(250cc以下)(二輪の被けん引車を含む)		3,600円
雪上車		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円

● 軽四輪車など(三輪以上の軽自動車)

種類		初度検査年月が平成27年3月31日まで	初度検査年月が平成27年4月1日以降	初度検査年月から13年経過(経年重課)
四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪		3,100円	3,900円	4,600円

納税に困ったら収納課へご相談ください

- 納付書を紛失してしまった。
- 振替口座を変更したい、解約してしまった。
- 災害または盗難にあったとき、本人や生計を同一にする家族が病気や負傷をしたとき、事業を廃止または休止したときなどで、市税をどうしても納期限内に納付できない場合など。



固定資産税

問 資産税課(第一庁舎3階) ☎ 224-5018

納税義務者

- 毎年1月1日現在で、長野市内に土地、家屋、償却資産を所有している人
- ※ 償却資産の所有者は毎年1月1日現在の資産の状況について、1月31日までに資産所在地の市町村長への申告が必要になります。

税率など

- 課税標準額の1.4%
- ※ 同一人が市内に所有する各固定資産の課税標準額の合計額が、それぞれ次の金額に満たない場合には各固定資産税は課税されません(免税点)。
土地: 30万円、家屋: 20万円、償却資産: 150万円

都市計画税

問 資産税課(第一庁舎3階) ☎ 224-5018

納税義務者

- 毎年1月1日現在で、長野市の市街化区域内に土地、家屋を所有している人

税率など

- 課税標準額の0.3%
- ※ 固定資産税が免税点未満のものは課税されません。

税関係の証明など

種類	窓口	必要なもの	手数料
市民税・県民税課税内容証明書	● 市民税課 ● 総合窓口 ● 各支所 ● 柵連絡所	<input type="checkbox"/> 本人が確認できる書類など <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状	1通300円
固定資産課税台帳記載事項証明書(評価証明書)	● 資産税課 ● 総合窓口 ● 各支所 ● 柵連絡所	<input type="checkbox"/> 本人が確認できる書類など <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 <input type="checkbox"/> 法人の場合は法人代表者印	1筆(棟)目300円 (2筆(棟)目から50円増)
固定資産課税証明書(税額証明書)			1筆(棟)300円
固定資産証明書			1通300円
地方税法第422条の3通知書(登記用評価額通知書)			無料
固定資産課税台帳(土地・家屋・償却資産名寄帳)の閲覧(写しの交付)	● 資産税課 ● 各支所 ● 柵連絡所		1枚300円
土地図面の閲覧(写しの交付)	● 資産税課 ● 各支所	—	1枚300円
納税証明書	● 収納課 ● 総合窓口 ● 各支所 ● 柵連絡所	<input type="checkbox"/> 本人確認ができる書類など <input type="checkbox"/> 代理人の場合は委任状 <input type="checkbox"/> 法人の場合は法人代表者印	1通300円 (税額入証明書は1年度 1税目につき300円)
軽自動車税(継続検査用)納税証明書		—	無料

※ 納税証明書について、市税納付後10日程度(コンビニおよびスマートフォンなどで納付された場合は2週間程度)の内に証明が必要な場合は、納付が確認できる領収書または口座振替後に記帳した通帳等をご提示ください。

※ 軽自動車税(継続検査用)納税証明書について、4月2日以後に軽自動車を取得した場合、その年度は車検証の提示が必要となる場合があります。

〈 広告 〉

＜税金に関すること＞

- 相続・事業承継に関する事
- 経営サポート
- 税務相談
- 会社設立支援など

＜相続に関すること＞

- 生前贈与
- 遺産分割
- 遺言書作成
- 相続税の申告など

税務・相続・経営のことならお任せください!!

若林会計事務所

税理士 若林 健史
税理士 太田 裕隆
税理士 外谷 水城 (顧問)

〒381-0033 長野市南高田1丁目10番地1
TEL 026-259-2311

<https://www.wakabayashikaikai-nagano.com>



さくら税理士法人

貴社を毎月訪問し、
自計化システムの活用と
経営改善計画策定により
黒字決算を支援します

【税理士法人番号 第3796号】

〒380-0906
長野市七瀬2番地7大成第2ビル6階
TEL 026-268-1560

[上原事務所]
〒382-0091 須坂市大字須坂1528 センタービル80



確定申告	税務会計
相続税	贈与税

決算・税務申告・税務相談
相続・贈与・譲渡・消費税申告相談

神田税理士事務所

税理士 神田 富雄
税理士 神田 淳雄

長野市大字徳間3322番地3
TEL 026-259-4472
FAX 026-259-8511